

介護報酬改定を踏まえた、令和3年4月からの
千曲市介護予防・日常生活支援総合事業の単価等の見直しについて

1 千曲市介護予防・日常生活支援総合事業の改正等の内容について

(1) 訪問型サービス

① 指定介護予防訪問型サービス（相当サービス・A2）事業費

○ 基本報酬

(単位)

種別	①対象者 ②内容	現行	R3.4月 ～	備考
訪問型サービス費Ⅰ	①事業対象者、要支援1・2 ②1月につき・週1回程度の訪問	1,172	1,177 (内訳 1,176+1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度までの「介護予防訪問介護」に相当する事業です。 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、所定単位数の1/1000に相当する単位数を上乗せします。
訪問型サービス費Ⅱ	①事業対象者、要支援1・2 ②1月につき・週2回程度の訪問	2,342	2,351 (内訳 2,349+2)	
訪問型サービス費Ⅲ	①事業対象者、要支援2 ②1月につき・週2回を超える訪問	3,715	3,731 (内訳 3,727+4)	

② 指定介護予防生活支援サービス（緩和型サービス・A3）事業費

○ 基本報酬

(単位)

種別	①対象者 ②内容	現行	R3.4月～	備考
訪問型サービス費Ⅰ	①事業対象者、要支援1・2 ②1月につき・週1回程度の訪問	896	901 (内訳 225×4回+1)	<ul style="list-style-type: none"> 提供内容を「生活援助中心サービス」とし、介護報酬 訪問介護費 生活援助中心所要時間45分以上の単位を参考としています。 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、所定単位数の1/1000に相当する単位数を上乗せします。
訪問型サービス費Ⅱ	①事業対象者、要支援1・2 ②1月につき・週2回程度の訪問	1,792	1,802 (内訳 225×8回+2)	
訪問型サービス費Ⅲ	①事業対象者、要支援2 ②1月につき・週2回を超える訪問	2,688	2,703 (内訳 225×12回+3)	

(2) 通所型サービス

① 指定介護予防通所型サービス（相当サービス・A6）事業費

○ 基本報酬

（単位）

種別	①対象者 ②内容	現行	R3.4月 ～	備考
通所型サービス費1	①事業対象者、要支援1 ②1月につき・週1回程度の通所	1,655	1,674 (内訳 1,672+2)	・平成29年度までの「介護予防通所介護」に相当する事業です。
通所型サービス費/22	①要支援2 ②1月につき・週1回程度の通所	1,655	1,674 (内訳 1,672+2)	・令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、所定単位数の1/1000に相当する単位数を上乗せします。
通所型サービス費2	①事業対象者、要支援2 ②1月につき・週2回程度の通所	3,393	3,431 (内訳 3,428+3)	

② 指定介護予防運動機能・ミニデイサービス（サービスA・緩和型サービス）事業費

○ 基本報酬

（単位）

種別	①対象者 ②内容	現行	R.3年4月～	備考
イ	①事業対象者、要支援1・2 ②1月につき・週1回程度のサービス実施	1,316	1,329 (内訳 (1,672+225)× 0.7+1)	・運動器機能向上加算を含めた平成29年度までの「介護予防通所介護」の単価(要支援1)(現通所型サービス費1)に対し、現行の人員欠如減算の考え方を参考としています。
ロ	①事業対象者、要支援2 ②1月につき・週2回程度のサービス実施	2,632	2,658 ※イ×2 (内訳 2,656+2)	・令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、所定単位数の1/1000に相当する単位数を上乗せします。